

入会資格（正会員）

※賛助会員の入会資格については別に定める。（[定款ページ](#)をご確認下さい。）

- 1.作業療法士の資格を有する方
- 2.大阪府下で勤務されている方
- 3.その他

- 現在、作業療法士免許は有しているものの作業療法士として働いていない方は大阪府下にお住まいの方が対象になります。
- 大阪府下にお住まいで、他都道府県で勤務されている方。このような場合は、基本的には勤務地の都道府県士会にご入会していただくこととなります。
- 勤務地の都道府県士会と大阪府作業療法士会に並行してご入会を希望されるようでしたら、検討させていただきます。
ぜひ大阪府作業療法士会 事務局までご連絡ください。

府士会 入会方法

<新規入会の方>

入会金： 1, 0 0 0円

年会費：10, 0 0 0円

1. 下記 新規入会フォームよりお手続き後、入会金と初年度分年会費を大阪府作業療法士会に納入（コンビニ支払・またはペイジー決済）。事務局にて確認後、会費納入証明シール・領収書を郵送いたします。シールは一般社団法人 日本作業療法士協会の研修受講カードの右下に貼ってください。

新規入会フォームはこちら

2. 自動振替制度（次年度以降の年会費）

本会では、入会年の翌年度以降は年会費の自動振替制度を導入しており、原則としてご指定いただいた金融機関から年1回（5月下旬頃）自動引き落としさせていただいております。入会手続き後、預金口座振替依頼書を郵送いたしますので、ご記入・押印のうえご返送ください。

<再入会の方>

再度本会に入会を希望される方

再入会の条件

- 1.本会退会後に他の都道府県士会に属していない。
(他の都道府県士会に所属していた方は転入手続きへ)
- 2.過去の本会への未納会費の有無をご自身でご確認いただくこと。
- 3.未納会費がある場合はそれらをご精算いただくこと。

以上の条件を満たされた後、再度本会の新入会の1～2の手順に沿って手続きをしていただきます。

なお、上記の条件に該当する再入会は新入会同様、入会金が必要になりますのでご了承ください。

[再入会フォームはこちら](#)

自動振替制度（次年度以降の年会費）

本会では、入会年の翌年度以降は年会費の自動振替制度を導入しており、原則としてご指定いただいた金融機関から年1回（5月下旬頃）自動引き落としさせていただいております。入会手続き後、預金口座振替依頼書を郵送いたしますので、ご記入・押印のうえご返送ください。

<他都道府県士会より転入の方>

1. 下記 転入会フォームよりお手続きしていただき、入会金と初年度分年会費を大阪府作業療法士会に納入（コンビニ支払・ペイジー決済）。
事務局にて確認後、大阪府作業療法士会の会費納入証明シール・領収書を郵送いたします。シールは一般社団法人 日本作業療法士協会の研修受講カードの右下に貼ってください。

年会費：10,000円

入会金：1,000円（但し、前年度会費納入証明を添付の方は、免除いたします。）

[転入会フォームはこちら](#)

当該年度の年会費を他の都道府県士会に納入済みの方

すでに当該年度の年会費を他の都道府県士会に納入済みである場合は、本会の今年度分の年会費が

免除されますので、年会費の払込証明（前所属士会が発行するもの、または振込領収書等）を添付して事務局までメールにてご連絡ください。（紛失されている場合は、事務局へご相談ください。

自動振替制度（次年度以降の年会費）

本会では、入会年の翌年度以降は年会費の自動振替制度を導入しており、原則としてご指定いただいた金融機関から年1回（5月下旬頃）自動引き落としさせていただいております。入会手続き後、預金口座振替依頼書を郵送いたしますので、ご記入・押印のうえご返送ください。

会員異動手続き（所属施設異動・住所変更・改姓など）

下記 フォームより異動手続きをお願いします。

会員異動届 入力フォーム

退会・転出手続き

※会費未納のある方は手続きができませんので、ご注意ください。
手続きが完了できない場合は事務局よりご連絡させていただきます。

下記 フォームより退会・転出手続きをお願いします。

退会(府外転出)入力フォーム

会費について【未納の方へ】

大阪府作業療法士会員の皆さまには日ごろより格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。本会に入会后、次年度以降も会員として継続いただく場合は、できるだけ新年度の早い時期（6月末まで）に年会費の納入をお願いいたします。

年会費が未納となった場合、年額 10,000 円の会費が積み上げられていきます。負担にならないよう、毎年6月末までの会費納入をお願いいたします。

なお、会費未納2年を超えると、会員資格の喪失となります。

また、本会では、年会費の自動振替制度を導入しており、会員については原則としてご指定いただいた金融機関から年1回自動引き落としさせていただいております。自動振替の手続きがまだの会員は、本会所定の「預金口座振替依頼書」をお送りいたしますので事務局までご連絡下さい。

事情により、自動振替の手続きが出来ない方は、下記【会費振込先】までお振り込みにて納入をお願いいたします。

【会費振込先】

・ゆうちょ銀行から払込の場合

ゆうちょ銀行

口座番号 00960-7-263005

加入者名 一般社団法人 大阪府作業療法士会

※通信欄に協会登録番号を記入してください。

・銀行・コンビニのATMから振込の場合

ゆうちょ銀行 ○九九 店

当座 0263005

シャ) オオサカフサギョウリョウホウシカイ

※依頼人名に協会登録番号も入力してください。

ご質問等がございましたら事務局までお問い合わせください。

TEL : 06-6765-3375 (平日 10 : 00~17 : 00)

メール : jim@osaka-ot.jp